

一般社団法人関西科学塾コンソーシアム 会員規約

(会員規約の範囲)

第1条 本規約は、一般社団法人関西科学塾コンソーシアムの定款の定める会員となった団体または個人に適用されます。

(会員)

第2条 当法人の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、当法人の会員制度への入会を申込、当法人が承認したものを会員とします。

2 会員は、以下に分類します。

1.正会員

当法人の目的に賛同し、その事業の一部に従事し、援助をする団体

2.賛助会員

当法人の目的に賛同し、別途定める会費を納め、事業を援助する個人または団体

3.特別会員

当法人の目的に賛同し、協力する個人または団体

(申込)

第3条 会員になろうとする団体または個人は、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入の上、当法人に提出するか、または当法人ホームページの入会申込フォームより入会を申込むものとします。

(入会申込の不承認)

第4条 以下のいずれかに該当する場合には、入会申込を承諾しないことがあります。

- (1) 入会申込の書類に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 入会申込後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、当法人が入会に不相当と判断した場合

(正会員の役割)

第5条 正会員は、年度ごとに輪番制で関西科学塾の幹事を務め、幹事となった年は、コンソーシアムから活動経費を受け取り、それをもとに実験講座を含めた関西科学塾のすべての企画運営を行うものとします。幹事は、当該年度の科学塾運営経費の不足分を負担し、それをもって会費納入とみなします。

2 幹事でない正会員は、少なくとも年1回は5～10程度の実験講座を開講するも

のとし、それにかかる一切の費用を負担することで、会費納入とみなします。

- 3 正会員は、その法人の職員1名を一般社団法人関西科学塾コンソーシアムの社員として推薦する権利を有します。

(賛助会員の会費)

第6条 賛助会員は年会費を納入するものとします。

- 2 年会費は1口100,000円として1口以上を負担するものとします。
- 3 会費は諸般の事情で改正できます。
- 4 年会費の期間は、毎年、6月1日から翌年5月31日までとし、以後書面による退会申し出がない限り、自動的に更新されるものとします。

(変更の届け出)

第7条 会員は、その名称、住所、連絡先など、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

(退会)

第8条 会員は、当法人所定の手続きにより、退会することができます。

(規約の追加・変更)

第9条 当法人は、理事全員の同意により、活動の内容を含め本規約の全部または一部を変更することができるものとします。

但し、会費の変更については、社員総会の決議により変更するものとします。

附則

本会員規約は、平成29年12月6日より施行します。

一般社団法人関西科学塾コンソーシアム